

令和5年3月22日

受診される患者様へ

市民の森クリニック

オンライン資格確認等システムの運用開始について
(マイナンバーカードの保険証利用)

令和5年4月1日より、保険証の確認方法として、マイナンバーカードの保険証利用を開始します。

受付カウンターに設置している、顔認証機能付きカードリーダーを使用して、患者様ご自身で認証・同意の操作をお願いいたします。操作で不明な点がございましたら、受付職員にお声がけください。

当院では、診療報酬のオンライン請求の実施と、オンライン資格確認を行うための体制を有しており、セキュリティ対策については万全を期しております。

マイナンバーカードの保険証利用を行っていただくことで、以下の情報が当院の診療で活用されます。

- ・健康保険証の内容確認、資格（有効期限）の有無の確認
- ・高額療養費制度の負担区分の確認
- ・限度額認定証の有無の確認
- ・特定健診情報の確認
- ・他の医療機関で処方されたお薬の確認

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。患者様の正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカードの保険証利用についてご協力をお願いいたします。

なお、令和5年4月1日から、初診時、再診時に以下の診療報酬が加算されますのでご理解願います。

(初診時)

従来の保険証を利用した場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として 6点

マイナンバーカードを利用した場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として 2点

(再診時)

従来の保険証を利用した場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算3として 2点